

茨城沿岸海岸保全基本計画 (改訂原案)について

海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第2回茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会 H27.10.16

資料-2(3)

基本計画(改訂原案)の内容と構成



「海岸保全基本方針」による項目
茨城県独自の項目

海岸基本方針における「定めるべき基本的な事項」

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- ② 海岸の防護に関する事項(目標、施策)
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項(施策)
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項(施策)

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 - イ 区域
 - ロ 種類・規模・配置
 - ハ 受益地域
- ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 - イ 区域
 - ロ 種類・規模・配置
 - ハ 維持修繕の方法

法改正に伴う追加項目

目次

(1) 海岸保全施設の整備方針	1
(2) 海岸保全施設の整備に関する事項	2
(3) 海岸の特性と防護・環境・利用の取組みの方向	4

(1) 海岸保全施設の整備方針

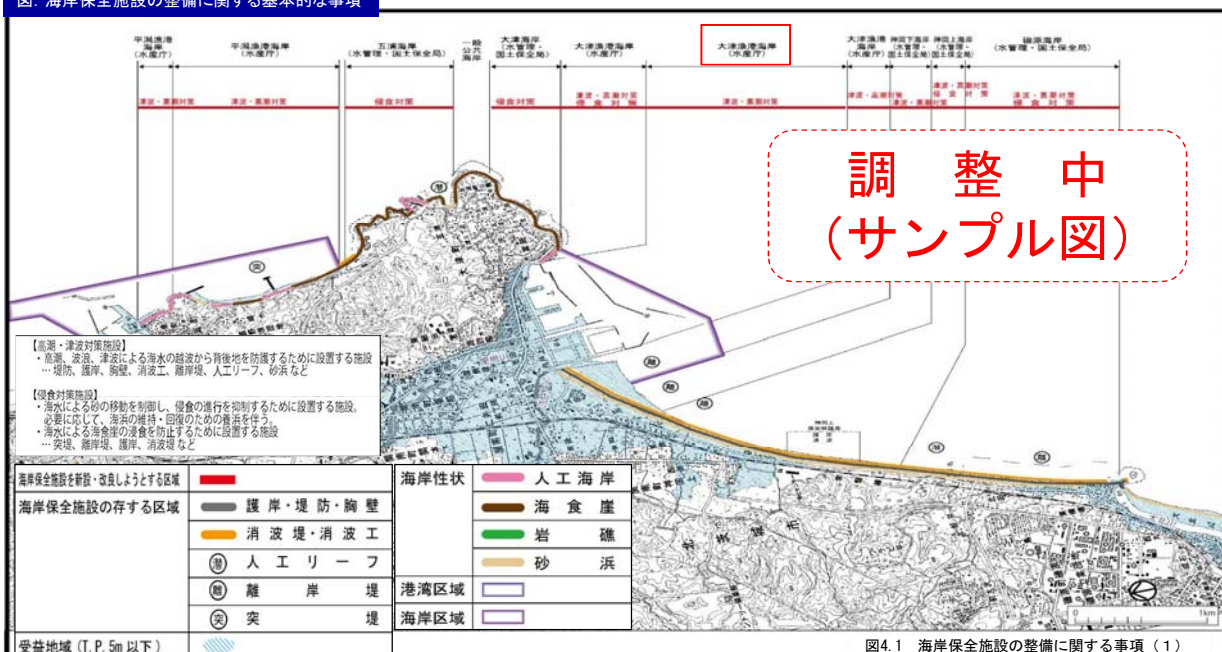
委員意見を踏まえ、海岸保全施設の整備方針【資料-2 P.66】に、下記事項(下線部分)を追記。

- 海岸背後、海食崖上に民家等があるときは、地域住民の安全で良好な生活環境の確保を優先することに努める。
- 海岸保全施設の整備が地域の海岸災害の抑止のみならず、まちづくりへ取り込まれることによって広い意味で地域に貢献するべきものとの認識に立ち、地域における海岸に関わる情報、知識、知恵の把握、きめ細かい現地調査などにより、地域の状況に応じた的確な整備、施設利用の多目的化に努める。
- 海岸保全施設整備や海浜への砂の供給(養浜)に関する技術・知見や地域のニーズは常に変化するものであり、海岸に來襲する波や砂の移動などの予測には不確実性もある。
そのため、新たな知見や先進事例、同種整備における教訓を踏まえるとともに、新技術・新工法の導入に取り組み、実施した対策の効果・影響を把握するモニタリングを行い、現地の地形や生態系、社会条件に応じた的確で着実な整備の推進に努める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する事項

- 海岸の状況変化を踏まえ、侵食が進行する砂浜・海食崖を計画に位置づける。
- 設定した「目指すべき堤防高」に対して、現況堤防高が不足している海岸を整備箇所に位置づける。【資料-2 P.70】
- 東日本大震災の被害を踏まえ、港湾・漁港の背後に新たに防護ラインを設ける必要がある箇所を計画に位置づける。

図. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項



(2) 海岸保全施設の整備に関する事項

- 海岸法改正を踏まえ、海岸保全施設の新設又は改良、**維持又は修繕に関する事項**を追記。

表. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

【資料-2 P.69】

表4.2 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

市町村名	区域No.	地域海岸No.	区域		対策の種別	整備方針	新設「O」 改良「△」	種類		規模				受益の地域		維持又は修繕の方法
			海岸名	所管				(現況)	(計画)	(現況)		(計画)		地域	状況	
										延長等 〇〇基 〇〇m	海岸保全施設 現況堤防高 (T.P.m)	保安施設 現況天端高 (T.P.m)	延長等 〇〇基 〇〇m			
調整中																

(3) 海岸の特性と防護・環境・利用の取組みの方向

- 各海岸の**特性と防護・環境・利用の取組みの方向**を時点更新。

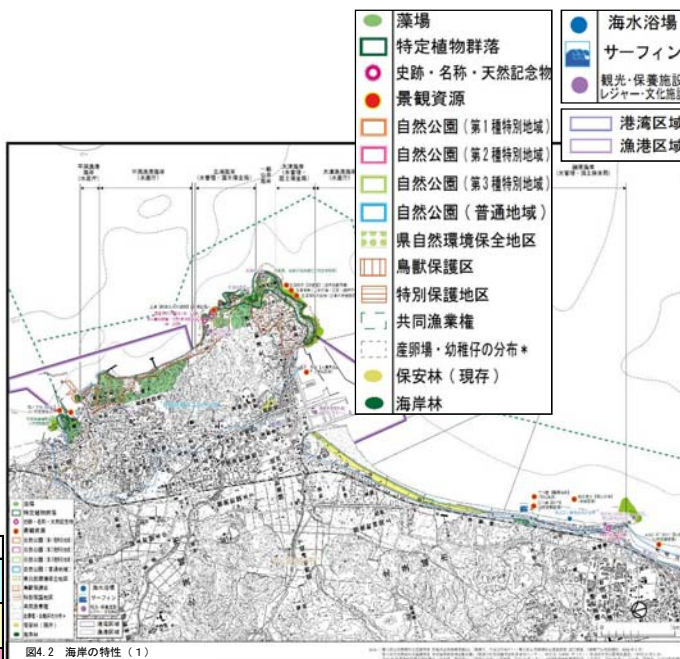
表. 海岸の特性と防護・環境・利用の取組みの方向

【資料-2 P.72】

図. 海岸の特性

【資料-2 P.73】

市町村名	区域No.	地域海岸No.	海岸の特性										取組みの方向		
			海岸名	所管	防護	環境	利用	その他	防護	環境	利用	その他	防護	環境	利用
調整中															



【取組みの方向の区分】

海岸防護	海岸環境	海岸利用
【ア】現状で防護水準を満たしており、今後の対応を見極めていく区間	【ア】現状の環境維持に努める区間	【ア】漁業や住民の日常生活以外の利用は避ける区間
【イ】事業実施中の区間	【イ】失われつつある環境の修復に努める区間	【イ】自然環境を守りながら利用を図る区間
【ウ】事業実施に向けて計画策定が必要な区間	【ウ】環境の改善・回復を目指す区間	【ウ】レクリエーション・産業などに利用できる区間